

# インサイダー等に関する内閣府令等、改正—金融庁

去る9月27日、金融庁は、内閣府令83号「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公表した。

主な内容は次のとおり。

## 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

上場会社等の業務執行決定機関による株式発行・自己株式処分・新株予約権発行（以下、「株式発行等」という）に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準は払込金額の総額が1億円未満であると見込まれることとされている。

本内閣府令の改正は、上場会社等の業務執行決定機関による株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準について、次のいずれかに該当することを定めている。

- ・希薄化率が1%未満と見込まれること。

- ・価額（時価）の総額が1億円未満と見込まれること。

## インサイダー取引規制に関するQ&A

また、本改正に伴い「インサイダー取引規制に関するQ&A【応用編】（問7）」が改訂されている。

本Q&Aの改訂では、希薄化率について、次の記載が追加されている。

- ・希薄化率は、割当日の直前の事業年度末日または株式分割

## 税 務

# 年末調整に関する定額減税Q&A、改訂—国税庁

去る9月24日、国税庁は、「令和6年分所得税の定額減税Q&A（概要・源泉所得税関係【令和6年9月改訂版】）」を公表した。

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除（定

等の効力発生日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く）の総数を分母、株式報酬の総数を分子として算出される

・希薄化率基準は特に規模の大きい上場会社においてその規模に応じた投資家の投資判断への影響を適切に補足するための基準であり、金額基準は特に規模の小さい上場会社においてその金額に応じた投資家の投資判断への影響を適切に補足するための基準となる

## 適用時期

本内閣府令の改正は、Q&Aとあわせて2025年4月1日から施行・適用される。

## 定額減税の適用対象者

年末調整の際に年調所得税額から行う控除（年調減税）の適用が受けられる給与所得者において、年調減税は、その最後に支払をする日が2024年6月1日以後である給与（令和6年分所得税に係るものに限る）について行う旨が追加された（問2-1）。

## 年調減税のための申告書の提出

給与所得者の合計所得金額が1,805万円を超える場合には年調減税の適用を受けることができないが、その給与所得者の提出した基礎控除申告書などに記載された令和6年分の合計所得金額の見積額を確認（「本人定額減税対象」欄のチェックが正しいか確認）し、判定を行うとされている。

## 年末調整チェック表

本Q&Aの公表と同日、「令和6年分年末調整チェック表（源泉徴収義務者用）」も公表された。本チェック表のなかで、定額減税に関して、次の項目がチェック項目として記載されている。

□定額減税の計算は正しく行われていますか。

□給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に次の事項を記入しましたか。

・源泉徴収時所得税減税控除済額：実際に控除した年調減税額

・控除外額：年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（ない場合は「0円」）

・非控除対象配偶者減税有：

額減税）が実施されたため、2024年2月に、令和6年分所得税の定額減税に関する事項をQ&Aとして取りまとめたものが公表されている。今回は、年末調整に関して、7問の修正が行われた。

主な内容は次のとおり。

者控除等申告書および所得金額調整控除申告書と「年末調整に係る申告書」との兼用様式（令和6年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書）を作成し、国税庁ホームページに掲載している旨が記載されている。

合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶

者を年調減税額の計算に含めた場合に記入

会計

# 満期保有目的の債券等の減損と、金融商品の分類・測定に関する議論の方向性、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る9月30日、企業会計基準委員会は、第226回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損について、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

## 満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券

第531回親委員会等（2024年9月10日号（No.1720）情報ダイジェスト参照）にて、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券を保有目的によって予想信用損失モデルの適用対象とするか否かを分ける事務局案に対して、金融商品の分類・測定に関する議論とあわせて検討すべきという意見が聞かれていた。

これを受けて、金融商品の分類・測定に関する会計基準の開発の進め方との関係を踏まえて大局的な観点での分析が行われた。

今回、事務局から、減損と分類・測定に関する組み合わせによる3つの案が示された。

- (1) 案1
- 案1は次のとおり。

**【減損】**

満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない

**【分類・測定】**

分類および測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する

- ① 利点
- 金融商品の減損と分類・測定に関してより首尾一貫した会計基準とすることができると見られる。
- ② 課題
- 課題は次のとおり。

## ポジティブ・メンタルヘルス

# ノートパソコンに「No」と言い続ける理由

メンタルクリエイト 江口 毅

先日、デスクトップパソコンが壊れました。10年近く使っているので、おそらく寿命でしょう。電源をつけるのに、毎回5分ほど格闘しなければならなくなりました。事務所には1台しかパソコンがないので、なかなかのピンチです。オンライン研修で講師をするときや原稿の締切りに追われているときに、もし電源がつかなくなったらどうしようと気が気ではありません。なので、パソコンを買い替えることにしました。

ねてみると、今はデスクトップ型を購入する人が少ないとのことでした。仕方がないので、ショッピングサイトでオールインワンのデスクトップパソコンを購入することにしました。どうしてもノートパソコンにしたいからと断ります。

筆者は、研修講師として出張することが少なくありません。そのなかで何回かに1回はノートパソコンを持っていないことに驚かれます。ノートパソコンを持たずに出張するビジネスパーソンや研修講師は稀有な存在らしいです。確かにときに不自由なこともあります。確かに、今回のようにパソコンが壊れたときもノートパソコンを持っていれば慌てずに済んだでしょう。また、学会でも発表者は必ずノートパソコンを持参するよつとにいわれることも出てきて、肩身が狭くなる一方です。それでも、筆者は頑なに「ノートパソコンを持たない」という選択をし続けています。

てかなりストレスを感じることであります。なぜなら、メカが大の苦手だからです。メカ、という表現を用いている時点で、どれだけ疎いかわかっていただけるでしょう。今はクラウドにデータを保存しているの、データ移行は比較的にムズですが、ウィルス対策の再設定や音楽ソフトウェアに入っている曲の移行など、1つひとつ設定し直さなければならぬことが億劫でなりません。

その理由は、豊かな人生を送りたいからです。出張の際にノートパソコンを持参することで、移動中にゆつくりと本を読むことができなくなったり、車窓から見える景色をぼんやりと眺めることができなくなったり、ご当地グルメ

堪能する時間が削られたりすることを危惧しています。また、移動中や宿泊先で仕事をすることを前提にスケジュール管理してしまうことになるでしょう。さらにいえば、ノートパソコンを使い続けることは、デスクトップパソコン以上に姿勢を歪め、肩凝りや眼精疲労の要因になります。それらが豊かな生き方、幸せな働き方といえるか疑問に感じるのである。

そんな億劫さはなるべく先延ばしにしたいのですが、差し迫った状況なので、やむなく家電量販店を覗いたところ、陳列されているパソコンのほとんどがノート型であることに驚きました。店員に尋

ねてみると、今はデスクトップ型を購入する人が少ないとのことでした。仕方がないので、ショッピングサイトでオールインワンのデスクトップパソコンを購入することにしました。どうしてもノートパソコンにしたいからと断ります。

た、移動中も勤務時間なのだから仕事をするのは当たり前という考えもあるでしょう。しかし、そのように余白を軽んじ、ゆとりを失い、隙間なく仕事を詰めて余裕をなくすることが本当に幸せな働き方なのでしょうか。長期的な視点で見たとき、本当に効率的で、生産性が高いといえるのでしょうか。

私たちは、人生における豊かさや幸福という観点で、働き方を見直す必要があるのではないのでしょうか。筆者は、ノートパソコンに「No」と言い続けることで、ささやかながら今の時代の働き方や余白が軽んじられる風潮に抵抗し、豊かな生き方、幸せな働き方を追い求め続けています。

その理由は、豊かな人生を送りたいからです。出張の際にノートパソコンを持参することで、移動中にゆつくりと本を読むことができなくなったり、車窓から見える景色をぼんやりと眺めることができなくなったり、ご当地グルメ

堪能する時間が削られたりすることを危惧しています。また、移動中や宿泊先で仕事をすることを前提にスケジュール管理してしまうことになるでしょう。さらにいえば、ノートパソコンを使い続けることは、デスクトップパソコン以上に姿勢を歪め、肩凝りや眼精疲労の要因になります。それらが豊かな生き方、幸せな働き方といえるか疑問に感じるのである。

・金融商品の分類・測定の見直しに着手することの意思決定  
 ↓利害関係者の意見はさまざまであり、IFRS9号「金融商品」を取り入れた場合、金融商品の管理手法や会計処理への影響が甚大となり、多くの利害関係者から慎重に意見を聴取する必要があることから、意思決定は難しい。

・現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデル  
 ↓現行のモデルは損失認識が遅い

③ 事務局分析  
 前記②課題より案1を採用しない。

② 案2  
 案2は次のとおり。

【減損】  
 満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券を減損プロジェクトの対象とする

【分類・測定】  
 早期に分類および測定の見直しの着手に関する議論を開始する

① 利点  
 現行の金融商品会計基準等における減損モデルの課題に一定

程度対応したこととなるため、分類・測定に見直しに着手することをあわせて意思決定するまでの必要性はない。

② 課題

貸付金代替性債券の定義の検討が課題であり、その場合、原則ベースで定義する方向性で検討を進める。

③ 事務局分析

前記①の理由から、案2を採用し得る。採用した場合、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券に関して、早期に分類・測定の見直しに関する議論を開始する必要がある。

③ 案3

案3は次のとおり。

【減損】  
 満期保有目的の債券およびその他の有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする

【分類・測定】  
 今後、分類および測定の見直しに着手するか否かを決定する

① 利点

分類・測定の見直しに関して、減損プロジェクトと切り離して開発に着手するか否か決定することができる。

② 課題

多くの金融機関では市場部門がリスク管理を行っており貸付金と同様の信用リスク管理体制は構築されておらず、実務負担やシステム投資によるコスト負担が生じる。

③ 事務局分析

分類・測定の見直しに着手するか否かを決定するにあたり、時間をかけて利害関係者の意見を聴取し、慎重に議論することができると、案3を採用し得る。

\*

事務局は、専門委員に、案2および案3いずれによつて進めるかについて意見を求めた。

専門委員からは「プロジェクトの手戻りが少ない」として案2を支持する意見や、実務上の負担への配慮や一定の簡便法を認めるなどの前提のもと、案3を支持する意見が聞かれた。

ステップ4の債権単位での

SICR

第532回親委員会等（2024年10月1日号（No.1722）情報ダイジェスト参照）で聞かれた、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）における

債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（SICR）について聞かれた意見への対応について審議された。

第532回親委員会でも示された、正常先の取扱いに関する3つのアプローチのうち、「①優良格付」、「②中間的な格付」、「③SICRが生じているとみなす格付」に分類するアプローチ1に関して、③の債務者に係る債権等についてSICRが生じていないと反証できる場合において、新規取引の実行年度の取扱いの明確化を求める意見が聞かれていた。

これを踏まえ、次の(ウ)を追加する再提案がされた。

「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等にうち、次のいずれかの場合には、SICRが生じていないと反証できる。

- (ア) 債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合
- (イ) 債務者単位で前期末において「SICRが生じているとみなす格付」に分類されているもののSICRが生じていないと反証した場合
- (ウ) 債務者単位で前期末において債権等が存在しない場合

また、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定するアプローチ3をオプションとする案について、賛否両方の意見が聞かれていた。これを受けて、オプションを採用する金融機関のニーズをヒアリングしたところ、強いニーズが聞かれなかったため、アプローチ3をオプションとして採用しないと再提案がされた。

専門委員からは、反対意見は聞かれなかった。

国際会計

ISSB基準の任意適用のためのガイド、公表——IFRS財団

去る9月25日、IFRS財団は、「ISSB基準の任意適用——作成者のためのガイド」(Voluntarily applying ISSB Standards—A guide for preparers) (以下、「本ガイド」という)を公表した。本ガイドは、ISSB基準

を自主的に適用する企業を支援することを目的としており、Appendixを含めて5ページの簡潔な文書である。

**本ガイドの内容**

本ガイドは、ISSB基準の適用を容易にするための次のポイントなどを説明している。

**(1) 経過措置に含まれる救済措置**

ISSB基準の適用初年度において、次の救済措置などの利用が可能である。

- ① IFRS 2号に従った気候関連情報以外の開示の免除 ('climate-first' reporting)
- ② 財務諸表との同時報告の免除
- ③ 比較開示の免除
- ④ GHGプロトコルの利用の免除
- ⑤ スコープ3 GHG排出量開示の免除

**(2) 企業の成熟度に応じた対応のメカニズム (proportionality mechanisms)**

過大なコストや労力をかけずに入手できる合理的かつ裏づけ可能な情報を利用できる局面 (例: サステナビリティ関連リスクおよび機会の識別) が複数

存在するほか、スキル・能力・リソースが不足する場合に定性的な開示が認められる項目 (予想される財務的影響、気候関連シナリオ分析) が存在する。

(3) その他  
さらに本ガイドは次のような点にも触れている。

- ISSB基準は自主的に適用されてきた次の基準等を踏まえて作成されており、ISSB基準の任意適用にあたって先行基準の適用を基礎とし

- て、ISSB基準との差分へ対応するアプローチが取り得る。
- ・気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言
- ・サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) 基準
- ・気候変動開示基準委員会 (CDDB) フレームワーク適用指針
- ・統合報告フレームワーク
- ISSB基準を部分的に適用する場合の開示事項と開示例

**国際会計**

**ヘッジ会計の改善に関するASU案、公表 - IASB**

去る9月25日、IASBは会計基準アップデート (ASU) の公開草案「デリバティブとヘッジ (トピック815) - ヘッジ会計の改善」を公表した。

この公開草案の目的は、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動の経済実態により適切に一致させることにある。本公開草案では、次の5つの項目の改訂がされる。

**公開草案の改訂内容**

(1) キャッシュフロー・ヘッジの類似のリスクの評価

指定する個々の予定取引のグループの要求を、「リスクエクスポージャーを分け合うこと」から、「類似のリスクエクスポージャーを持つこと」に変更することにより、ヘッジするリスクを拡大する。

(2) 選択金利の予定利息支払のヘッジ  
借り手が利息計算にあたり金利指標や金利期間 (すなわちリセット頻度) を変更できる契約条件を持つ変動金利債券 (一般的に「選択金利」債券と呼ばれ

**経理用語の豆知識**

**追加の財またはサービスを取得するオプション**

顧客との契約において、既存の契約に加えて追加の財またはサービスを取得するオプションを顧客に付与する場合には、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供する時のみ、履行義務が生じる。この場合には、将来の財またはサービスが移転する時、あるいは当該オプションが消滅する時に収益を認識する。オプションが当該財またはサービスの独立販売価格を反映する価格で取得するものである場合には、顧客に重要な権利を提供するものではないことから、顧客が当該オプションを行使した時に、当該追加の財またはサービスについて会計基準に従って収益を認識する。

契約更新に係るオプション等、顧客が将来において財またはサービスを取得する重要な権利を有している場合で、契約当初と類似し、かつ、当初の契約条件に従って提供される場合には、提供されると見込まれる財またはサービスの予想される対価に基づき配分することができる。

**固有リスク要因**

固有リスク要因とは、関連する内部統制が存在しないとの仮定のうえで、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高または注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象または状況の特徴をいう。固有リスク要因は定性的または定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向またはその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。

監査人は、企業および企業環境、適用される財務報告の枠組みならびに企業の会計方針を理解することで、財務諸表を作成する過程で、固有リスク要因がどのようにアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすかについて理解する必要がある。

複雑性が固有リスク要因である場合、財務報告に必要な情報を作成する際には適用が難しい複雑なプロセスが必要となることがあり、専門家の利用が必要となる場合がある。

る)の予定利息支払のキャッシュ・フロー・ヘッジに、ヘッジするリスクのガイダンスの変更を適用しやすくする。

(3) 非金融予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

企業が、通常の購入および通常の売却の範囲外の「明確かつ密接に関連する」規準を満たす非金融資産の予定購入または売却の変動価格要素を指定することを認め、非金融資産の予定購入および売却のヘッジ会計を拡大する。

(4) ヘッジ手段としてのネットの売建オプション(net written options)

ネットの売建オプションがヘッジ手段として指定されるための適格規準を調整することにより、売建オプションと非オプションデリバティブ(たとえば、

上限や下限付きの金利スワップ)で構成される複合デリバティブが、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定されることを認める。

(5) デュアルヘッジとしての外貨建債券

純投資ヘッジの有効性評価から、債券の公正価値のベータ・アシヤストメントを除外することにより、デュアルヘッジ戦略

(外貨建債券が純投資ヘッジのヘッジ手段として指定され、同時に金利リスクの公正価値ヘッジのヘッジ対象として指定されるヘッジ)の認識と表示の不一致を解消する。

### 国際会計

## 顧客に支払う株式報酬に関するA S U案、公表—FASB

去る9月30日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「報酬—株式報酬(トピック718)と顧客との契約から生じる収益(トピック606)—顧客に支払う株式を基礎とした対価の明確化」を公表した。概要は次のとおりである。

### 業績条件の定義の改訂

現在のGAAPでは、業績条件やサービス条件の定義において、顧客による購入や、付与者の顧客から付与者の商品やサービスを当事者が購入する場合について明確に言及されていない。公開草案では、顧客に支払われる株式報酬に関する「業績条件」の定義を改訂し、次を組み込んだ。

### 適用関係等

公開草案の適用日は未定であり、適用日現在の既存のヘッジ関係に将来に向かって適用され、早期適用は認められる。公開草案のコメント期限は11月25日である。

- ・付与者から顧客が商品やサービスを購入する量、金額、または時期に基づく条件(権利確定条件を含む)
- ・付与者の顧客から付与者の商品やサービスを購入する他の当事者による購入量に基づく業績目標

### 付与者の失効発生時に会計処理する会計方針の選択の削除

現在のGAAPでは、サービス条件がある顧客に支払われる株式を基礎とする報酬については、付与者が失効(fortefitue)の影響を発生時に会計処理することを選択でき、これにより権利確定が見込まれない報酬の収益認識が遅れる可能性がある。公開草案は、付与者が失効の

発生時に会計処理する会計方針の選択を削除した。したがって、サービス条件がある顧客への株式報酬の測定にあたり、付与者は発生する失効の予想数を見積る必要がある。

### 適用関係等

公開草案の適用日と早期適用の可否は未定で、修正遡及(適用年度の期首に影響額を示す)と遡及(比較年度の期首で影響額を示す)のいずれかで適用される。

### 株式報酬の権利確定の可能性の評価

公開草案は、付与者は株式報酬が権利確定する可能性を、トピック606ではなく、トピック718

### 金融

## 安定志向の協調関係を目指す新首相と日銀

10月1日に自民党の石破茂氏が新たに首相に就任し、その経済政策が注目される。かねて石破氏は「金融所得課税の強化を

高値から1,300円ほどの大幅下落をみせ、市場の反応も石破新首相の経済政策に否定的だった。また日銀は10月1日、

「金融政策決定会合における主な意見(2024年9月19、20日開催分)」を公表したが、政策金利については「現状維持を守るべきである」という意見もみられた。「金融緩和の度合いを調整していく基本的な考え方に変わりはない」が、現状「金融

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年9月26日	四半期開示制度の見直しに伴う監査基準報告書等の改正	JICPA	令和5年改正金融商品取引法による四半期報告書制度の見直しに伴い、関連する監査基準報告書等について所要の見直しを行うもの。半期レビュー基準の改訂に伴う用語等の修正や財務諸表等規則等の改廃に伴う参照条文の修正が行われている。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240926edz.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240926edz.html</a>	—
2024年9月26日	監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」、監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」、監査基準報告書700実務指針1号「監査報告書の文例」および関連する監査基準報告書等の改正	JICPA	IESBA倫理規程の改訂等に伴う、特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される場合の規定の追加等、所要の修正を行うもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240926dbj.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240926dbj.html</a>	—
2024年9月27日	TOPIX等の見直しについて(更新)	JPX 総研	2028年7月に絞り込む東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄について、指数の連続性を確保しつつ、全市場区分を対象として流動性をより重視して銘柄の定期入替えを実施するなど、広範網羅性や投資対象としての機動性をさらに高める見直しに着手するところ、移行措置に関して移行措置銘柄に対する再評価を実施するなどの更新が行われたもの。 <a href="https://www.jpx.co.jp/news/6030/20240927-01.html">https://www.jpx.co.jp/news/6030/20240927-01.html</a>	—
2024年9月27日	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表の見直しについて	東証	開示企業一覧表について、積極的に取り組む上場会社をより支援する観点から、①【アップデート日付】の明示、②【機関投資家からのコンタクトを希望】する企業の明示、③【検討中】の状況説明と掲載期間の設定、の3点の見直しを行うもの。2025年1月15日公表の一覧表から開始される。 <a href="https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240927-01.html">https://www.jpx.co.jp/news/1020/20240927-01.html</a>	—

融市場は引き続き不安定な状況にあるため、当面は「追加的な政策金利の変更は望ましくない」との見解が示されている。また、「一定のペースで利上げをしないとビハインド・ザ・カーブに陥る状況にはない」ため、現時点での利上げは急ぐ必要はない、という慎重な姿勢だ。こうした日銀の姿勢に対して、石破新首相は金融市場の安定を優先し、急激な政策変更を避けるものと考えられる。政権

として日銀の自主性を尊重しながら、経済の持続的成長と物価安定を両立させるために、「利上げは急がない」とする日銀の姿勢を支持する可能性が高い。実際に首相就任にあたり日銀に対しては、「政府があればこれ言わない」、「金融緩和の基調維持を期待」と述べており、表立った対立は避ける姿勢だ。税政策のみならず金融政策でも急激な政策変更の考えはなく、安定した政権運営が期待される。

証券  
株式市場で早くも起きた  
石破ショック

この秋、世界の株式市場は、主要国の中央銀行の金融政策が焦点と主張してきたが、政治や国際情勢など周辺の事態にも注意を怠れないと付け加えてきた。そして、早くも日本市場は政治情勢の急変に見舞われた。

自民・公明連立政権を率いてきた岸田前首相が、任期を迎えた自民党総裁選挙に立候補しない、つまり首相辞任を表明した。次いで後継の自民党総裁を選ぶ選挙は大混戦となった。政策に差のある候補者が乱立したからである。しかし、有力な候補者

は、アベノミクスの継続を叫び日銀の利上げ政策を批判してきた高市氏、アベノミクスの異次元金融緩和に反対で日銀の利上げ政策にも理解を示してきた石破氏に絞られてきた。

株式市場は、高市優位、高市勝利に賭けてきた。週末9月27日の総裁選挙の日、1回目投票で過半数を得た候補者がなく、1位高市、2位石破の2人による決選投票となったが、有権者の多くが石破支持に回り、結果として石破氏が逆転勝利を収めた。

東京市場の株価は引け間際に大きく上昇、日経平均は900円強上がって、39,800円強と4万円に近づいたが、引け後に行われた決選投票は、石破氏の逆転勝利という劇的な結末となった。このとき、取引の行われていた海外市場の日経平均先物は2,000円を超す暴落となっており、週明けの東京市場の大幅下落を予想させた。

週明けの9月30日、日経平均は1,900円、4.8%の急落となり、まさに石破ショックとあってよいほどであった。この日は中国株価が例外的に上昇したほかは、ほとんどの国の株価が下落した。ただ、その理由は日本の株価下落が伝播したというより、イスラエルのレバノン侵攻が響いたようである。

10月1日、日経平均は730円、1.9%上昇となり、大幅続落の恐怖は消えた。しかし、石破首相は就任早々、すぐにも解散、総選挙を宣言、全党から猛反発をくらっている。石破ショックは収束に向かうだろうとはいえない状況が続いている。